

(2)

## 入札公告

公告第6号  
令和5年1月12日

下記条件により制限付き一般競争入札を行うので、南魚沼市財務規則(平成19年南魚沼市規則第4号)第143条の規定により公告する。

南魚沼市長 林 茂男

### 記

1. 委託番号	学通第2号
2. 委託名	令和5年度南魚沼市立塩沢中学校通学バス運行業務委託
3. 施行地	南魚沼市塩沢地域
4. 委託期間	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで
5. 予定価格	事後公表
6. 入札参加申請 (1) 提出期間 (2) 添付書類 (3) 資格確認結果	入札参加申込書を作成し、南魚沼市役所 財政課契約検査班に提出する。 令和5年1月12日(木) 午前9時から 令和5年1月18日(水) 午後4時まで 一般貸切旅客自動車運送事業許可を有することを証する書類。 不適格者にのみ連絡する。
7. 設計図書閲覧	南魚沼市ウェブサイトに掲載
8. 参加資格要件	以下の要件を全て満たす者。ただし、市長が不適当と認めた者は除く。 ・南魚沼市建設工事入札参加資格審査規程に基づく入札参加資格者名簿に登録されている者で、建設コンサルタント等業務に登録がある者 ・南魚沼市内に主たる営業所又は従たる営業所を有する者 ・一般貸切旅客自動車運送事業許可を有する者 ・共同企業体(JV)でないこと。 ・入札参加申込書の提出日から入札日までの期間に南魚沼市及び新潟県の指名停止を受けていない者 ・会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと(ただし、更生手続開始の決定後、新たに入札参加資格を受けて入札参加資格者名簿に登録された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く) ・民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと(ただし、再生手続開始の決定後、新たに入札参加資格を受けて入札参加資格者名簿に登録された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く)
9. 質問及び回答 (1) 質問方法 (2) 回答方法	質問事項がある場合は「質疑事項及び質疑回答書」に記載のうえ、令和5年1月18日(水)午後4時までに財政課契約検査班に提出(メール: keiyaku@city.minamiuonuma.lg.jp)する。 令和5年1月19日(木)午後5時までに、参加資格を有する入札申込者にメール又はFAXで回答する。
10. 積算内訳書	必要 (入札書の提出時に添付すること。提出の無い者の入札は無効とする。) ・積算内訳書には、路線ごとに、『往路回送』、『実車走行』、『復路回送』、及び『全走行』の距離・所要時間並びにキロ制運賃・時間制運賃の単価を明示するとともに、往路・復路の回送経路図を添付してください。

11. 入札日時 入札場所 入札方法	令和5年1月25日(水)午後1時30分 南魚沼市役所本庁舎2階 大会議室 従前とおりの紙入札とする。電子入札は行わない。 入札に際しては、本人出席の場合は名刺を、代理人による場合は委任状を入札書に添付すること。代理人による入札の入札書には代理人の押印も必要となります。
12. 入札保証金	免除
13. 契約保証金	南魚沼市財務規則第132条の規定による
14. 最低制限価格	無
15. 前金払 部分払	しない。 しない。ただし、仕様書等により別途定める場合はする。
16. 無効入札	入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
17. 入札回数	2回を限度とする。(入札1回、再入札1回) ・再入札書は入札書に『再』を付記して作成のうえ、持参してください。 ・予定価格以下で同額の場合はくじ引きにより落札者を決定します。くじ引きは辞退することができません。 ・再入札の結果予定価格に達しない場合は、再入札書に記載した金額が低い額の業者による見積随意契約をする場合がある。
18. 入札の中止	入札を中止又は延期する場合は、入札参加者に通知する。
19. 入札の辞退	入札参加申込書の提出後、入札を辞退する場合は、辞退届を財政課契約検査班に持参する。郵送等は不可とする。
20. その他留意事項	(1)入札契約に関する全ては、南魚沼市財務規則、同委託契約約款及び市の指示による。 (2)最低価格提示者を落札候補者としますが、積算内訳書の内容が運輸局の基準を満たさない場合は失格となり、その場合は失格者以外の最低価格提示者(次点候補者)が次の落札候補者となります。落札候補者の積算内訳書が運輸局の基準を満たしていることを市が確認したのち落札者を決定します。落札結果は入札後1週間以内に落札者にのみ連絡するとともに南魚沼市のウェブサイトに掲載します。 (3)落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 (4)落札決定後においては、入札参加者からの異議申し立ては受け付けない。